様式第１号（第６項関係）

# 青梅市エアコン設置支援補助金事前調査依頼書

次のとおり、青梅市エアコン設置支援補助金の事前調査を依頼します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>ふりがな</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">青梅市</td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯区分</td><td colspan="3">□　市民税非課税世帯<br>□　市民税均等割のみ課税されている世帯<br>□　児童扶養手当を受給している世帯<br>□　生活保護を受給している世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2">自宅に係る契約状態</td><td colspan="3">□　持ち家　　□　賃貸借契約　　□　その他（　　）<br>（注）賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に必ず自宅の貸主（大家、管理会社等）にエアコンの設置工事について許可をもらってください。</td></tr>
</table>

１　確認事項

⑴ 補助金は上限額１００，０００円（生活保護受給世帯は本体購入費７８，０００円、設置費等１００，０００円からエアコン本体費用の実支出額を差し引いた額）であり、上限を超えた分は自己負担となること。なお、１世帯１台までとする。

⑵ 補助対象となるエアコンは、事前調査終了後に購入・設置された機器であること。

２　同意事項

⑴ 青梅市長が青梅市エアコン設置支援補助金の交付決定等に必要な事前調査として、青梅市が保有する課税情報、児童扶養手当および生活保護の受給状況等の情報を利用すること。

⑵ 訪問調査を受け入れること。また、訪問調査により得た情報を利用すること。

３　誓約事項

⑴ 設置場所は、申請者の住居であること。

⑵ 設置場所が賃貸物件の場合は、エアコンの設置について大家から承諾を得ていること。

⑶ 補助を受けたエアコンは交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供しないこと。

青梅市長　殿

青梅市エアコン設置支援補助金事前調査に当たり、上記の確認事項および誓約事項を確認の上、同意および誓約します。

申請者氏名（自署してください。）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿